

接続約款変更届出書

令和7年12月25日

総務大臣 殿

郵便番号 〒108-8618

住 所 東京都港区高輪2丁目21番1号

氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 佐々木 正見

登録年月日 平成20年7月1日

登録番号 第335号

法人番号 2010401075423

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日

令和8年1月5日

電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)</p> <p>第11条の2 別表1（接続により提供する機能）の1－1（基本接続機能）に規定する機能において、事業法第34条第3項第1号口の総務省令で定める機能（以下「法定機能」といいます。）を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する3年前までにその情報を対面等説明（事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。）により提供を行い、法定機能以外の機能を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明により提供するものとします。（併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。）</p> <p>2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、法定機能については情報の提供から3年未満で、法定機能以外の機能については情報の提供から1年未満で当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を休廃止することがあります。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、当該機能を現に利用する協定事業者がいない場合は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は速やかに当該機能を休廃止することがあります。</p> <p>（略）</p>	<p>(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)</p> <p>第11条の2 別表1（接続により提供する機能）の1－1（基本接続機能）に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明（事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。）により提供するものとします。（併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。）</p> <p>2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1年未満で当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を休廃止することがあります。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。</p> <p>（略）</p>

新					旧					
料金表					料金表					
第1表 接続料金					第1表 接続料金					
第1 網使用料					第1 網使用料					
(略)					(略)					
2 料金額					2 料金額					
(略)					(略)					
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					
2 料金額					2 料金額					
2-1 LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)					2-1 LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)					
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	122,023円	月額	
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps を超える1 M bpsごとに	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	12,202円	月額	
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps を超える1 M bpsごとに	108,378円	月額	
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	10,125円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	101,257円	月額	
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	113,355円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	10,125円	月額	
	令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	11,335円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps を超える1 M bpsごとに	113,355円	月額	
	令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	104,630円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	11,335円	月額	
	令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps を超える1 M bpsごとに	10,463円	月額		令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り適用します。	10 M bps のもの	104,630円	月額	

新					旧				
2-1の2 LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)					2-1の2 LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額

新					旧				
2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)					2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額	
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額	
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額	
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額	
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額	

新					旧				
2-2 直収パケット接続回線管理機能					2-2 直収パケット接続回線管理機能				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
直収パケット接続回線管理機能	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	直収パケット接続回線管理機能	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	70円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	67円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	69円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	64円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	64円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	63円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	63円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	61円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	61円	月額

(略)

(略)

新		旧	
別表2 接続形態		別表2 接続形態	
1 適用		1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1) 事業者 の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します	(1) 事業者 の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します
	用語		用語
	発信事業者		発信事業者
	意味		意味
	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-1表および2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）		利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-1表および2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）
	着信事業者		着信事業者
	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-1表および2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）		利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-1表および2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）
(2) 表 の適用	経由事業者	(2) 表 の適用	経由事業者
	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）		利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）
	IP		サービス制御事業者
	MVNO		IP電話事業者
	仮想携帯電話事業者		MVNO
	(略)		仮想携帯電話事業者
別表2 接続形態 2-1接続形態表 添付1 (新) のとおり		別表2 接続形態 2-1接続形態表 添付2 (旧) のとおり	

新	旧
(略) <u>附則（令和7年12月25日K相接S-0069及びOCT技第25-136号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和8年1月5日から実施します。</u>	(略)